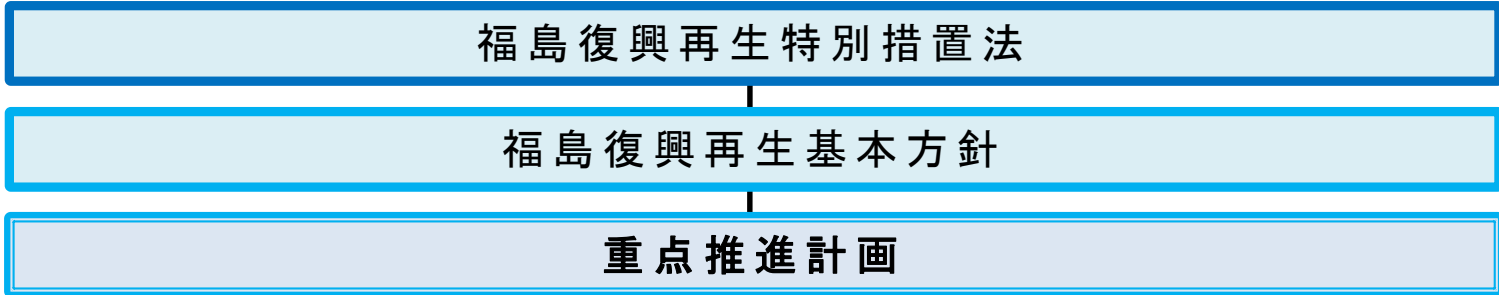


- 福島復興再生特別措置法81条に基づき、再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業等の新産業創出に向け、福島復興再生基本方針に即して県知事が作成、内閣総理大臣の認定を申請することができる計画。
- 計画には、以下の項目を定める。
 - ①区域 ②目標 ③福島イノベーション・コースト構想(区域・取組・特例事業※) ④全県での取組 ⑤期間
- 計画の認定後は、特例事業の活用が可能となり、福島イノベーション・コースト構想の推進等が法的に担保される。
 - ※(1) 廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するもの (法§81③一 イ、ロ、ハ)
 - (2) ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業 (法§81③二 イ、ロ)



- 【重点推進計画において定めるべき事項】**
- (1) 重点推進計画の区域 (法§81②一)
 - (2) 重点推進計画の目標 (法§81②二)
 - (3) (2)の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容 (法§81②三)
 - (4) (1)の区域内において、福島国際研究産業都市区域◎を定める場合 (法§81②四)
 - ①福島国際研究産業都市区域の区域 (法§81②四 イ)
 - ②福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容 (法§81②四 ロ)
 - (5) 計画期間 (法§81五)
- ◎ 福島国際研究産業都市区域…原子力災害による被害が著しい区域であって、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺的生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、福島の地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の(2)の目標を達成するために必要な取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域

福島特措法の改正、福島復興再生基本方針の変更を踏まえ、「重点推進計画」を今後策定